



KPMGフォーラム2019

2-3 / 4-12

英国EU離脱 (Brexit) の影響と対応

英総選挙後改訂版

2019年12月19日

あずさ監査法人 専務役員 / パートナー 三浦 洋

目次

第1部

「連合王国」英国とアイルランド問題の背景

page

3

- 1. 「連合王国 (UK)」形成の過程 ----- 4
- 2. アイルランド・イングランド間の歴史的確執 ----- 5
- 3. Brexitによる北アイルランド国境問題再燃 ----- 6
- 4. 英国のEU離脱の背景と理由 ----- 7

第2部

修正離脱協定（現英国政府案）の概要

9

- 1. 英国のEU離脱に至る手続 ----- 10
- 2. 「修正離脱協定」（10月2日公表版）の要点 ----- 11
- 3. 修正離脱協定の関税徴税方法 ----- 12
- 4. 離脱後関税徴税手続の各類型 ----- 13
- 5. 北アイルランド「特例」の適用期間 ----- 15
- 6. 修正離脱協定案の修正点と特徴 ----- 16
- 7. 【まとめ】Brexitがもたらす関税への影響 ----- 17

第3部

修正離脱協定のビジネスへの影響と対応策

page

18

- 1. 関税の基本ルール ----- 19
- 2. 各種地域貿易協定の種類 ----- 21
- 3. サプライチェーンの検討 ----- 23
- 4. 持株会社と配当源泉税 ----- 25
- 5. 英国の税務上の利点 ----- 28
- 6. 地域統括会社（RHQ）の最適所在国 ----- 29
- 7. 英EU離脱「戦略論」～逆の視点から ----- 30
- 8. 【まとめ】英国戦略策定における検討点 ----- 32

Appendix（参考資料）

33

- EUの誕生と機能 ----- 34
- EU法の概要 ----- 35
- EU基本理念とBrexitの3つのシナリオ ----- 36
- 穏健離脱（ソフトBrexit）における選択肢 ----- 37
- 関税の基本ルール ----- 38



第1部

「連合王国」英国と
アイルランド問題の背景

1. 「連合王国 (UK)」形成の過程

英国国旗の変遷に見る連合王国の成り立ち



2. アイルランド・イングランド間の歴史的確執

アイルランドの独立と北アイルランドの紛争

1 アイルランドの独立戦争

- アイルランド南部はカトリック系住民：英国から独立志向
- 北部6州に入植したスコットランド・イングランド系住民はプロテスタント系住民：英国と友好的

1919年 独立戦争が勃発

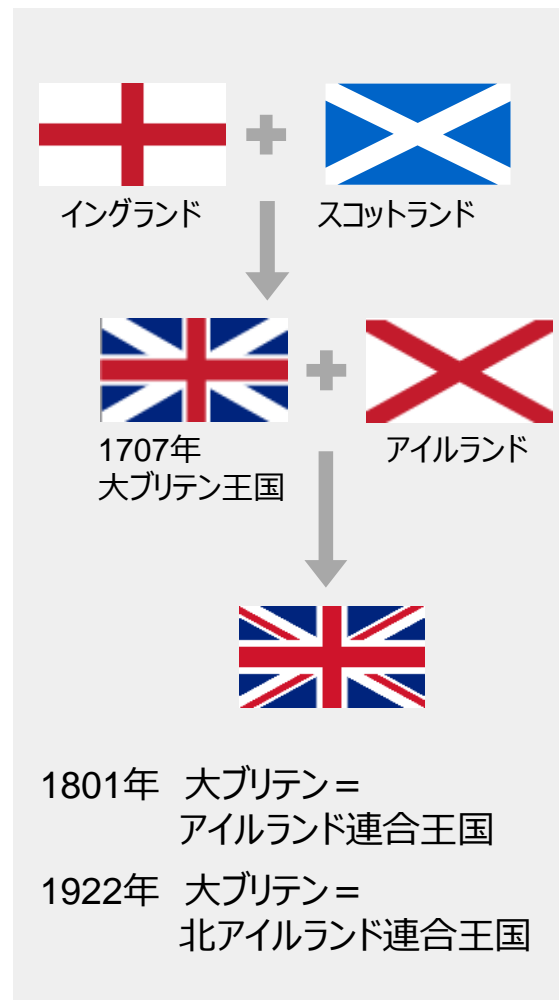
対英反乱軍によるアイルランド独立戦争

1922年 統治法：英愛条約で「アイルランド自由国」
(現「アイルランド共和国」) が成立

▶ 北部6州 (プロテスタント系住民) が、英国に残留し、
現国名「**グレートブリテン及び北アイルランド連合王国**」

2 北アイルランド紛争

プロテスタント国家の「北アイルランド」は、国内カトリック教徒への差別があり、これに反発するアイルランド共和軍 (IRA) 過激派がテロ化、双方の憎悪感情が長期的に悪化



3. Brexitによる北アイルランド国境問題再燃

1 北アイルランドの和平の条件

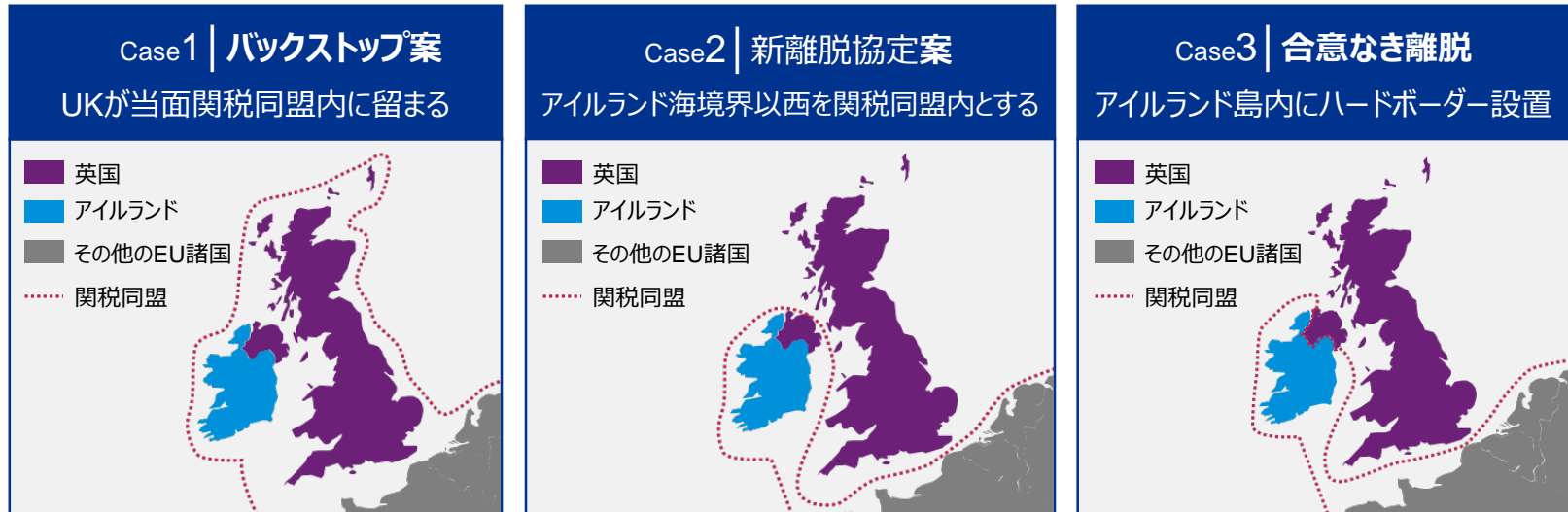
- 1998年和平合意「ベルファスト合意」－ブレア首相時
- 英・愛両国が、北アイルランドの領有権を主張しない
 - 英・愛両国民は移動に入管手続なく、自由に移動・居住・就労が可能

両国がEU加盟以前からの合意（Brexitに無関係）：
Common Travel Area（共通旅行区域）

2 和平合意後の状況－平和的な棲み分け

- カトリック系住民：南北アイルランドの統一を希望
⇒ **シン・フェイン党**
- プロテスタント系：イギリスの一部であることを希望
⇒ **民主統一党（DUP）**

3 Brexitによる国境紛争の火種再燃リスク



4. 英国のEU離脱の背景と理由

2016年当時のキャメロン首相は、「英国は『改革したEU』に留まることが良い選択」と考え、「EU改革」に向けてEUと交渉し譲歩案を引き出し、党内と世論をまとめようとしたが、国民投票は予想外の結果になりました。

1 EUの共通課題／英国の反発

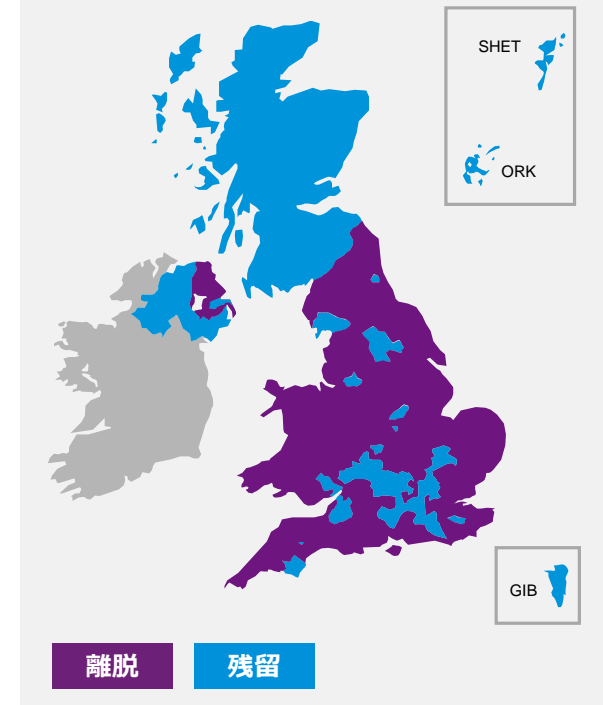
- テロ・難民危機による移民の流入（2015年で36万人増）
- 国境管理を含め、英国の主権よりEUの主権が優先される
Ex. 欧州司法裁判所（ECJ）が、UK最高裁の上位
- 選挙を経ないブリュッセルのエリート官僚への権限集中への反感
- EUへの多額な拠出金に対する不満（£ 85億）

2 国民投票の結果分析

- ロンドン・スコットランド・北アイルランドが残留を支持し、その他の地域は、過半数が離脱を支持
- 比較的若年層と高学歴者は残留、その他は離脱を支持
- 経済のグローバル化で恩恵を受けるエリート層は残留支持、賃金・雇用が脅威を受ける庶民層は離脱を支持

「英国の主権回復」と「移民による雇用懸念」 ⇒ 離脱支持

2016年6月 国民投票結果の分布



MEMO



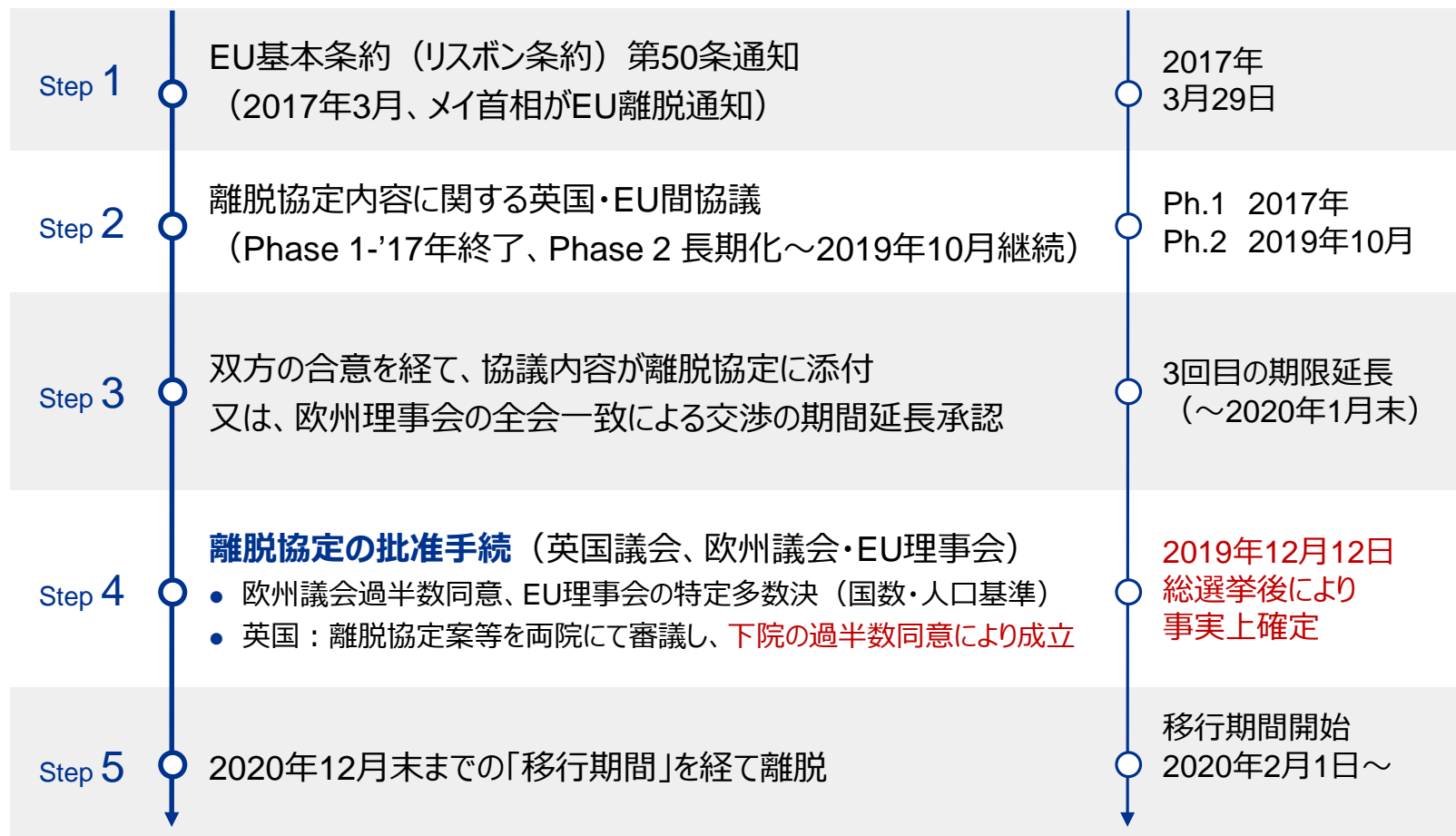


第2部

修正離脱協定（現英国政府案） の概要

1. 英国のEU離脱に至る手続

英国のEU離脱は、以下のとおり「離脱協定」の承認ステップを経て、法的に確定した後に有効となります。



2. 「修正離脱協定」(10月2日公表版)の要点

英国政府は、2018年11月にメイ首相がEUと合意した「旧離脱協定」に代えて、本年10月2日に「修正離脱協定」を公表し、10月17日のEU首脳会議にて合意されました。主な変更点は、英国がEU関税同盟からの脱退しながら、北アイルランド（NI）にEU関税ルールを適用する「一国二制度」とすることにあります。

	メイ首相 旧離脱協定	ジョンソン首相 修正離脱協定
EU 関税同盟	英国全土が含まれる（安全策：バックストップ）	英国全体が関税同盟から脱退するが、NIにはUKとEUの関税ルールが二重適用される。
物品基準 (農産品・工業品)	英国全土がEU規則に準拠	英本土(G.B.島)は、英国基準に従い、NIはアイルランド全島でEU規則に従う。
期限	代替案策定までの暫定措置	北ア自治政府が、4年ごとに同意確認している間は継続する。
VATの取り扱い	NIにも英国VATを適用する	NIにはEUのVAT法を適用され、ROIと同税率となる見通し
将来の貿易協定	関税同盟内のため、第三国とFTA交渉は不可	EU及び第三国との自由貿易協定（FTA）の拡大を目指す。



3. 修正離脱協定の関税徴税方法

「修正離脱協定」に定める「移行期間終了後」の関税地域の「国境」とその徴税方法は、これまでの実務と大きく異なるため、未だ曖昧な点が多く残っており、詳細にはいまだ決まっていません。



I. 「国境」に関する基本的な前提

- 北アイルランド（NI）を含む英国は、EU関税協定から離脱し独自の関税地域を構成するが、NIはEUの関税ルールを二重適用する「経済特区」的な扱いとなる。
- アイルランド共和国（ROI）とNI間には、関税地域の国境はなく、通関を行うハードボーダーは設置されない。英国とEUの関税地域の国境は、実質的にはアイルランド海となる。



II. 想定される徴税方法（例）

NIとROI間のすべての物品取引は、関税申告は不要であるが、VATの税務申告が必要となる。

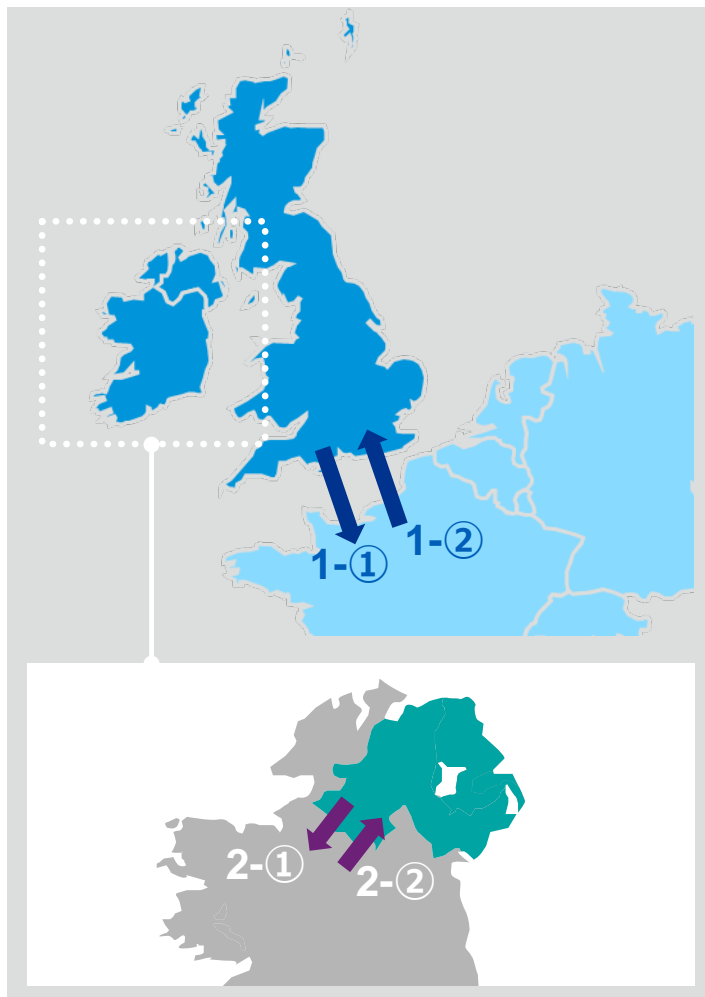
英本土からNIへの物品はトランジットまたは事前申告のいずれかの方法で取引され、英国がEU関税の通関を代行する。NIに留まる物品のEU関税は還付される。

各税関は、各々の関税領域に入荷した物品につき通知されるが、ボーダーにおける通関検査は基本的には実施しない。

限られた場合には、事業者の構内や、当局が定める特定の場所（税関）で、物理的検査がある。

小規模事業者や信頼された事業者（認定事業者：AEO）に対しては、より簡素化措置が適用される。

4. 離脱後関税徴税手続の各類型 (1/2)



取引類型 1 Gブリテン島とEU国間での貿易

1-①. 英国からEUに輸出する場合

EU側に輸入関税が発生するため、大陸側での通関時にEU税率関税が賦課される。

1-②. EUから英国に輸出する場合

英国側に輸入関税が発生するため、英国側での通関時に、英国税率関税が賦課される。

取引類型 2 NI (北ア) ROI (ア共和国) 間の貿易

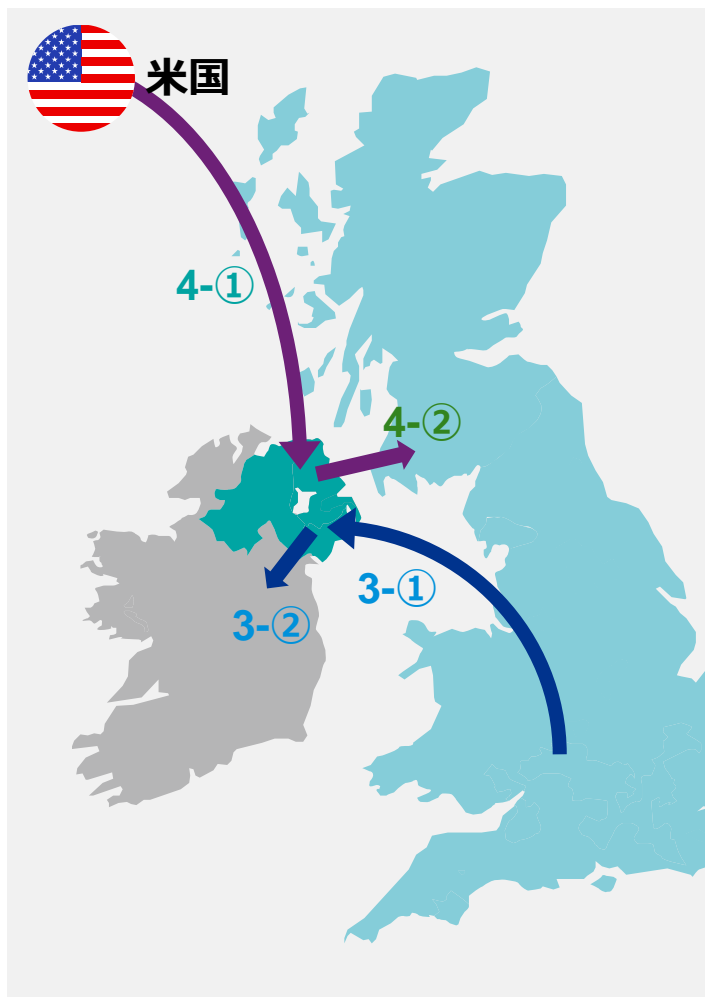
2-①. NI (北ア) からROI (EU) に輸出する場合

EU関税地域内のため関税は発生せず、通関手続もない。

2-②. ア共和国 (EU) からNI (北ア) に輸出する場合

EU関税地域内のため関税は発生せず、通関手続もない。

4. 離脱後関税徴税手続の各類型 (2/2)



取引類型 3 英本土 (Gブリテン島) からNIへの「輸出」

- 3-①. 英本土から「輸出」された物品が、NIに留まる場合**
 英当局が英本土にて、一旦NIのEU輸入関税を通関代行する。その後、物品がNIに留まれば、徴収された関税は還付される。
- 3-②. 「輸出」された物品が、NIからROIに移動する場合**
 英当局が英本土にて、一旦EU輸入関税を通関代行し、物品がROIに移動した後、徴収された関税は還付されない。

取引類型 4 NIが、第三国 (US) から物品を輸入

- 4-①. 「輸入」された物品が、NIに留まる場合**
 英当局がNI税関にて、一旦EU輸入関税を徴収する。その後、物品がNIに留まれば、EU関税率と英国関税率の差額が賦課される (又は、還付される)。
- 4-②. 「輸入」物品が、NIから英本土に移動する場合**
 英当局がNIにて、一旦EU輸入関税を徴収する。その後、物品が英本土に移動すれば、EU関税率と英国関税率との差額が賦課される (又は、還付される)。

5. 北アイルランド「特例」の適用期間

	United Kingdom (英国)		アイルランド共和国 (ROI)
	英本土 (Gブリテン島)	北アイルランド (NI)	
① 離脱期限延長期間 (現在～2020年1月末)	EUルールが全面適用		
② 移行期間 (2020年2月～同12月)	EUルールが全面適用		
③ EU離脱後 (2021年1月以降)	関税同盟から 離脱英国「単独 関税地域」となる	英国関税地域かつ EU関税規則が適用 (注)	EUルールが 全面適用
④ EU離脱後 NIの同意留保により原則に (注※)		物品規制上も英国 ルールに統合	

(注) 離脱後の北アイルランドの関税地域 (※NIの自治政府・議会が4年毎に合意確認)

- 関税同盟から離脱して、英国の「単独課税地域」に含まれる点では、ブリテン島側と同様で英国関税率が適用される。ただし、アイルランド共和国との間の国境ではなく、アイルランド海の税関にて、英税関がEU関税の徴収代行を行う。
- 農産食品・工業品の食品衛生法・CEマークなどの物品規制は、北アイルランドのみ引き続きEU規則を適用するため、アイルランド島内の国境における通関検査は、実施されない。

6. 修正離脱協定の修正点と特徴

「修正離脱協定」のメイ首相の旧協定案とは、多くの点で類似していますが、旧協定案の英国全土を安全策（バックストップ）に含める案から、北アイルランドだけを特例として扱った点が大きな変更点です。

メイ首相「離脱協定案」との共通点

- 英国がEUに精算金を支払う。
- EU市民が英国に居住し続ける権利を保護。
- 北アイルランド（NI）とアイルランド共和国（ROI）の国境にハードボーダー（税関）を設置しない。

メイ首相「離脱協定案」との相違点

- 英国は関税同盟・単一市場から離脱するが、北アイルランド（NI）のみEU関税ルールを適用する。
- NIと英本土間（アイルランド海）に、関税境界を置き、英税関がNIの通関代行をする。

「修正離脱協定案」の支持されるポイント

- 英国が関税同盟から抜けることで、英国の「主権回復」重視派が賛同。
- NIは実務的にEURLールに従うものの、英国の関税地域に属するため、将来英国がEUとFTAを締結した場合、NIにも適用される。
- NIとROIの国境問題は、FTAを待たずに根本的に解決となる。

7. 【まとめ】Brexitがもたらす関税への影響

「修正離脱協定案」が英国議会で承認され、法的に有効になった場合、英国－EU間の取引は、関税地域の境界を越える取引になるため、関税に対して一般に次のような影響が生じます。

英国とEUとの間の取引で
輸出入通関手続および関税が生じる
(英EU間FTAが締結されるまで)

日本 EU EPA含め、
現在UKがEUとして有するEU-FTA
のネットワークが、移行期間終了後、
Brexitとともに失効する

FTAが締結されるまでは
英国の輸出品に関税がかかるため、
価格競争力が弱まるか、
値引して採算が悪化する

EU離脱後 (or 移行期間中から)
英国はEUとFTA締結交渉を
開始し、早期締結を目指す
とされている



第3部

修正離脱協定の ビジネスへの影響と対応策

1. 関税の基本ルール（1/2）

【関税の算定式】

関税とは、主に輸入時に課せられる従価税で、一般に以下により計算される。

$$\text{関税額} = \text{関税評価額 (原則インボイス価額)} \times \text{適用関税率}$$

【適用関税率の決定方式】

各仕向先で適用される関税率は、HSコードと原産地の組み合わせにより決定される。

HSコード (Classification)

すべての関税率は、HSコードごとに定められている



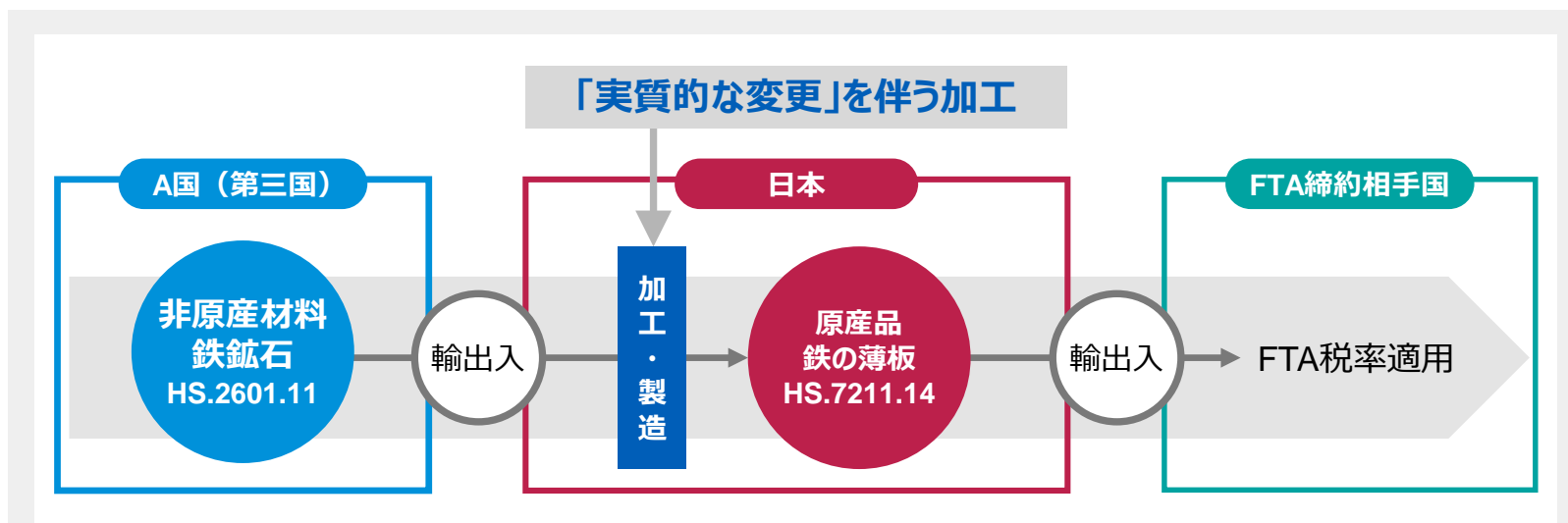
原産地 (Origin)

例えば、「FTA 税率」はそのFTA締結国を原産地とする輸入貨物にのみ適用できる

1. 関税の基本ルール (2/2)

【実質的な変更】

原材料等から物品へと製造加工を施す過程で、その物の様態・性質に生じる著しい変更があれば、原産地の認定基準をクリアすることはできない。



一般的には、各FTAが定める①関税分類番号が変わるような変更か、②十分な価値が国内で付加されているか、③一定の加工工程が国内で行われているか、等の基準により判定される。

例) 鉄鉱石 (HS260111) から鉄の薄板 (HS721114) への加工は実質的な変更か？

⇒ 通常はYes。満たすべき基準はFTA上で対象品目HSごとに規定されている。(品目別規則)

2. 各種地域貿易協定の種類 (1/2)

WTO (世界貿易機構)

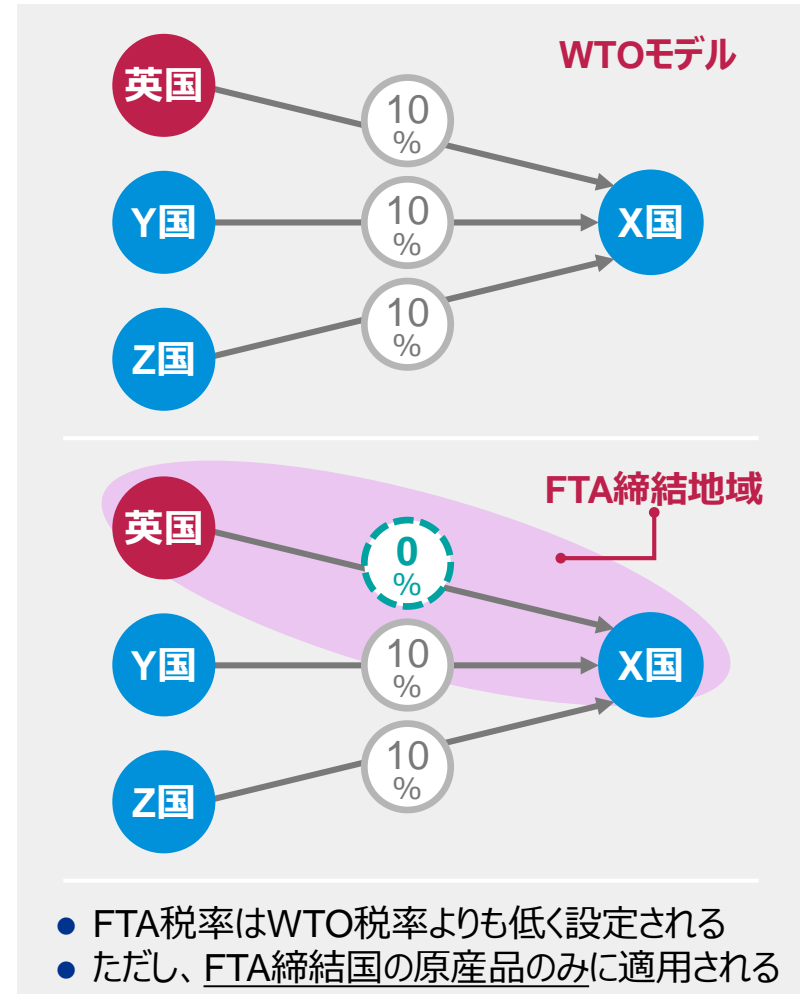
[1995年設立：加盟国164カ国]

貿易における無差別原則 (MFN:最恵国待遇) 等の基本ルールを規定し、同じ製品について他の加盟国によって差別的な税率を設定しないことが求められる。

英国が、EUを離脱した後当面の間は、FTA・関税同盟からも抜けることになるので、FTAを改めて締結しない限り、WTOルールに従うことになる。

FTA (自由貿易協定) [EFTA設立1960年]

加盟国間貿易は、WTOで保証した関税よりも低税率 (又は無税) を適用できる。協定参加国以外の国に対する関税は統一されず、各国が別々に交渉する。従って、FTA・関税同盟は、MFN原則の例外となる。



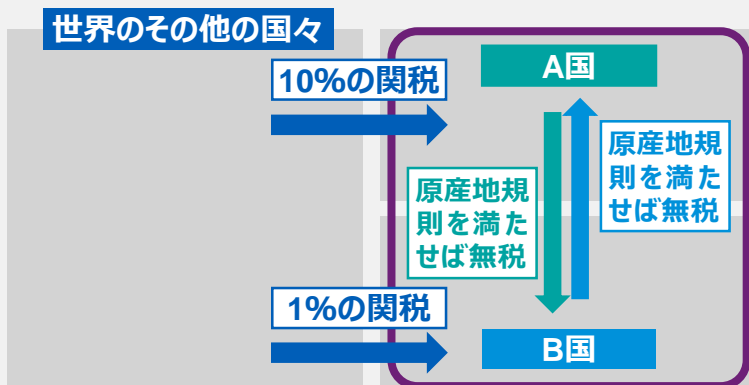
2. 各種地域貿易協定の種類 (2/2)

EUが加盟する「**関税同盟 (Customs Union)**」とは、域内関税を撤廃し、域外には共通関税を適用する同盟であり、対外的通商交渉は同盟国が一体で行い、個々の国はできません。よって、関税収入を一括徴収し、各国に配分する政治的機構を有しています。(例：欧州委員会)

FTA (自由貿易協定)

低関税率の加盟国 (B国) を迂回して保護対象製品の (A国への) 流入を防止するために、(B国の) 原産地証明が必要となる。

図1：FTAの場合

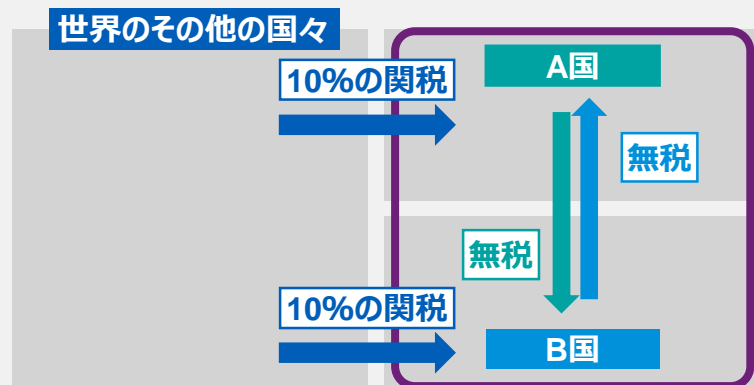


発展形：経済連携協定 (EPA)、TPP
⇒ 関税に加え、知的財産の保護、投資ルールの整備

Customs Union (関税同盟) [EU1968年設立]

同盟国内では、原産地かを問わず、域内関税を撤廃して無税で貿易され、域外には共通関税を適用される。

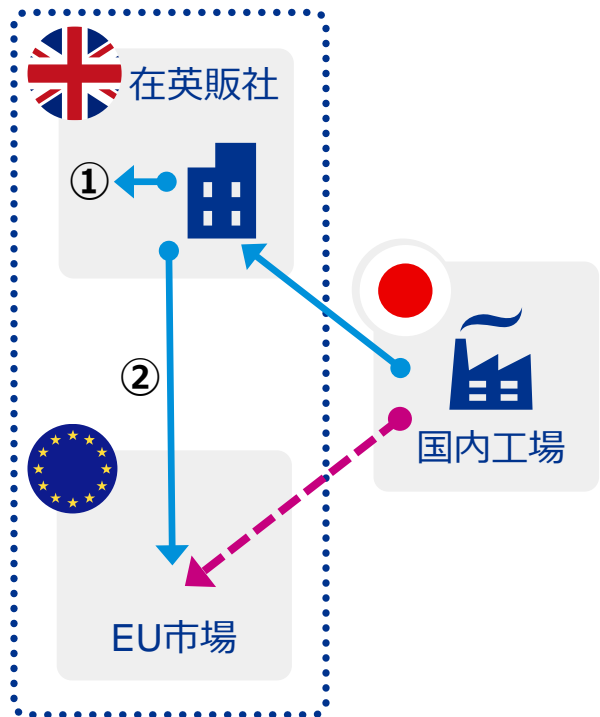
図2：関税同盟の場合



発展形：単一市場 (Single Market)
⇒ モノ・ヒト・サービス・資本の自由な移動を保証

3. サプライチェーンの検討 Case 1.

日本製造品の英国に輸出版売型取引



影響と対応：（最終仕向先ごとに）

①UK国内で販売する場合

日EU-EPAから離脱することになるため、UKにて輸入関税が発生する。

- 将来、日英FTA等が締結されれば、日EU-EPAの効果は回復するので、商流見直しは貿易協定の進展次第で検討する。

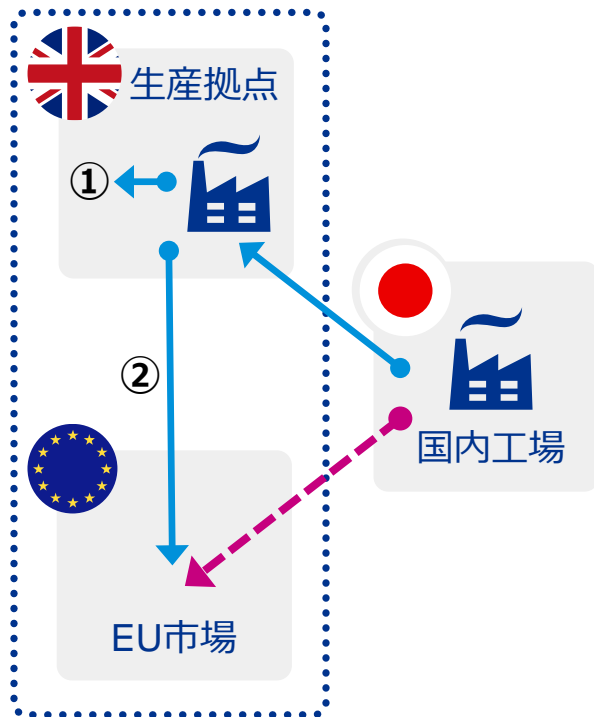
②UKからEU各国に販売する場合

日EU-EPAから離脱するため、UKにて輸入関税が発生し、EU販売時にEU側で再度通関し、輸入関税が発生する。（積送基準不適合の場合）

- 2回の通関を避け、積送基準にかかる問題を回避するために、日本からEUへの直送に変える。

3. サプライチェーンの検討 Case 2.

日本製造部品を輸出し、英国で組立生産・販売型取引



影響と対応：（最終仕向先ごとに）

①UK国内で販売する場合

日EU-EPAからの離脱により、UK輸入関税分の原価高となる。

- 将来、日英FTA等が締結され、累積規程の進展により、生産拠点の移転の是非を総合的に判断する。

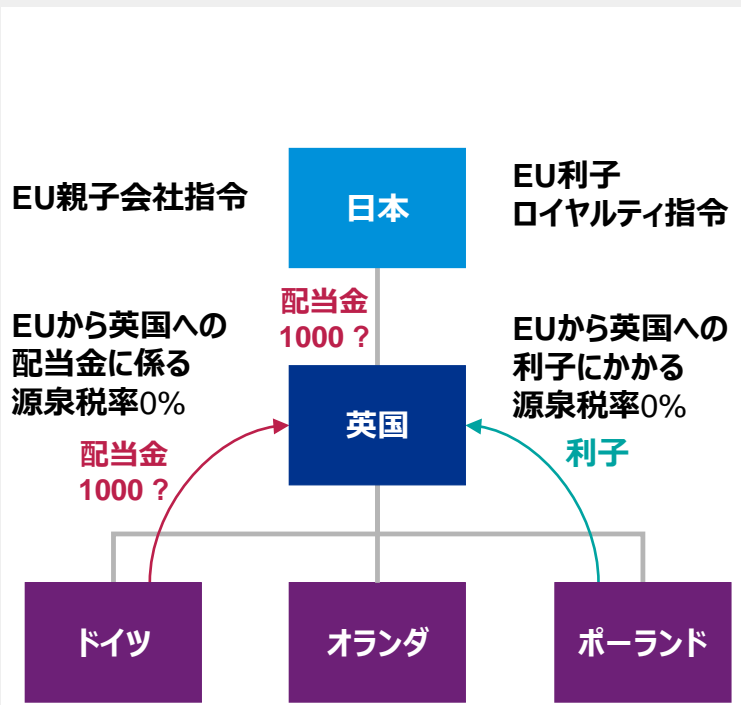
②UKからEU各国に販売する場合

日EU-EPAからの離脱により、UK輸入関税及びEU輸入関税が二重にかかる原価高となる。

- 日EU-EPAの関税メリットを得るため、日本やEU側への製造拠点を移転を検討する。
- EUに製造拠点があれば、日本原産品である部品は「累積」によりEU原産品となり、EUが有するFTAネットワークの恩恵を受けやすくなる可能性がある。

4. 持株会社と配当源泉税 (1/3)

英国持株会社モデルへの影響



英国税制の主な特徴

- 低い法人税率 – 19%
- 英国から支払われる配当金には源泉税なし
- 株式譲渡益 - 免税

キャッシュフローへの影響

	Brexit前	Brexit後
ドイツからの配当	1000	1000
源泉税 (ドイツ)	0	50
差引 : UK受取配当	1000	950
日本 受取配当	1000	950

4. 持株会社と配当源泉税 (2/3)

取り得る選択肢

01

既存の海外資金（配当原資）の早期還流

源泉税が0%となる租税条約締結の可能性

ドイツは、米国、スイス、およびノルウェーとの間で、配当金に対して源泉税を課税しない租税条約に合意している。

イタリアは、EU外との条約交渉において5%を下回る前例がありません。

02

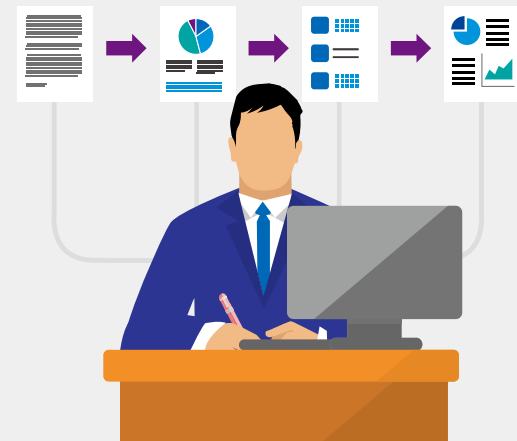
持株会社所在国を変える組織再編

EU内の持株会社 ⇒ 次ページ参照

子会社を支店化

居住地変更

03

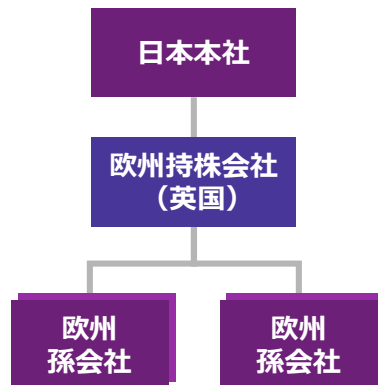


4. 持株会社と配当源泉税 (3/3)

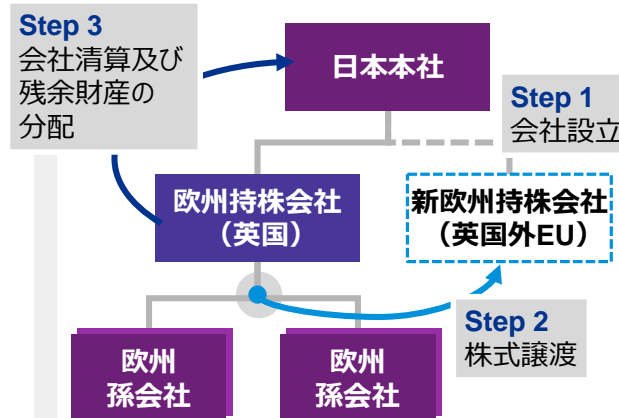
取り得る選択肢 (続き)

Brexit対応のための持株会社の英国外移転 組織再編スキーム (株式移転方式) の3ステップ

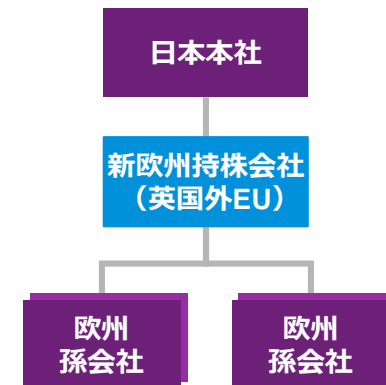
01 組織再編前



02 EU域内持株会社の設立



03 EU孫会社株式の移転



税務上の要検討点例

1. 欧州持株会社 (在英) における株式譲渡益課税のリスク
2. 日本タックスヘイブン税制による課税リスク
3. 日本本社でのみなし配当課税および株式譲渡益課税のリスク

5. 英国の税務上の利点

一方で、英国投資に税務上の利点も...？



競争力の高い税務システム

- OECDガイドラインとBEPS（税源浸食と利益移転）に従っている
- 株式譲渡益非課税制度
- グループリーフ（連結納税）



英国の税率

- 税率は2020年4月に17%へ減少する
- G20の中で最も低税率



租税条約へのアクセス

- 120か国に及ぶ広範囲な租税条約ネットワーク
- 将来的には、EU、米、英連邦各国（加・豪・NZ・印）、日本とのFTA締結を目指している。



効率的な資金の送金

- 英国から海外親会社への配当源泉税は免税
- 源泉税が課されることなく、他の大多数の諸外国から資金を送金することができる



イノベーションとインセンティブ

- 広範囲なR&Dインセンティブ／税務当局からのキャッシュバック
- パテントボックス制度 – 軽減法人税率（10%）
- 寛大な税務上の減価償却制度



効率的な資金調達

- 英国は一定の要件を満たした資金調達コストの税控除を認めている

6. 地域統括会社 (RHQ) の最適所在地

Brexitにより、在英の「地域統括会社」を欧州に移転するべきかというFAQがありますが、「地域統括」と称しても、その役割機能・発展段階は多様に異なり、Brexitの影響も各々異なるため、答えも一律ではありません。RHQの実際の役割期待を整理した上で、各社にとって最適な所在国を検討することが重要です。

段階	RHQの分類	統括機能の概要	最適所在国の判断基準	Brexitの影響
1.	中核事業会社	域内のグループ会社と兄弟会社で、持株関係はなく、非公式に支援・指導するのみ	域内グループ内での事業規模、本社管理者の駐在有無	なし
2.	管理統括会社 (持株会社)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経理財務、人事、IT等コーポレート機能の集権化。子会社の管理・統制業務 2. 財務・管理会計用に、欧州連結作成 3. 法人税・配当源泉税の軽減 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 適格人材の採用しやすさ、人件費等の物価水準、英語の可否 2. 法人税率・資本参加免税制度の有無 	<ol style="list-style-type: none"> 1.2. なし 3. 影響有
3.	欧州地域の 営業・物流統括	<ol style="list-style-type: none"> 1. 域内各事業の価格設定、製品戦略等の販売戦略 2. 物流や集中在庫管理の決定やマーケティング活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の最重要市場・顧客の所在国との近接性 2. 物流経路・集中在庫倉庫の所在地 	<ol style="list-style-type: none"> 1. なし 2. 影響大

7. 英EU離脱「戦略論」～逆の視点から（1/2）

一般にEU離脱は、「EUからの国家主権の回復」と「移民増による雇用対策」という負の側面から理解されがちですが、英国にはより長期的な国家戦略としての次のような視点があることも見逃せません。

1. 「グローバル・ブリテン」(*)思想

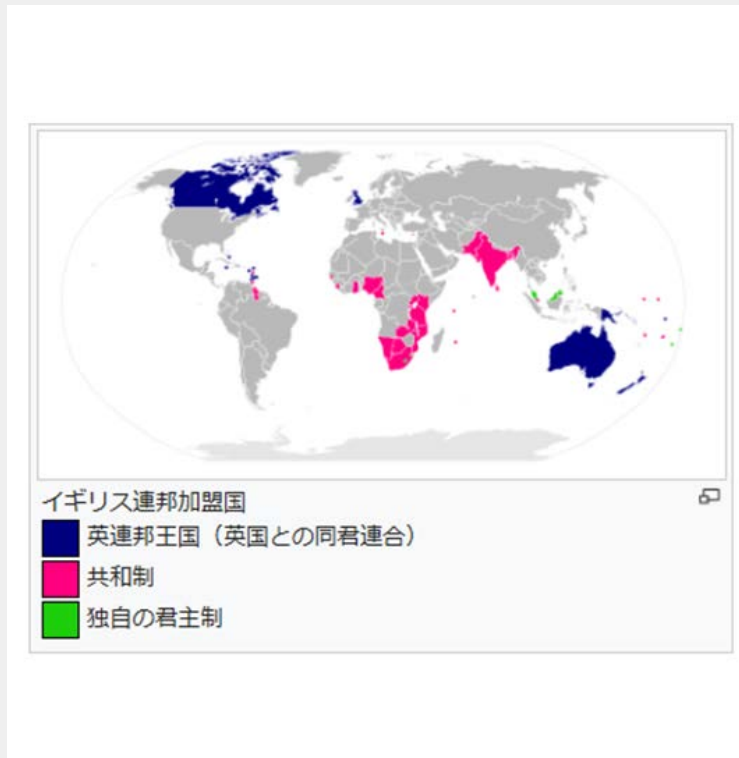
相対的に地位低下した欧州に代えて、世界の英語圏・コモンウェルズの国々（Ex.米国、英連邦諸国）との関係をフリーハンドで強化するという思想。

(* メイ首相演説 2017年1月)

2. 「テムズ川のシンガポール」(*)モデル

高負担・高福祉で市民権保護を重視するEU型モデルよりも、小さな政府の元で大幅減税・規制緩和を実施し、徹底した自由主義的市場経済で成長するモデルを選択する戦略。

(* Financial Times 2019/10/9)



7. 英EU離脱「戦略論」～逆の視点から (2/2)

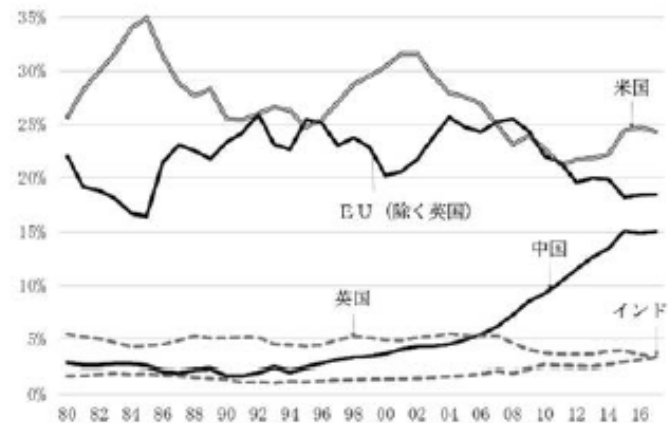
3. 自由貿易地域拡大を目指す通商政策

EU加盟中は許されない第三国（特に、中国・日本・インド他）との通商交渉を通じてEU以外のアジア・新興市場や英連邦との自由貿易圏の拡大を目指す。

4. 国際金融センターとしての地位

時差・言語・法体系・金融人材といったエコシステム、王室属領（ジャージー島、他）・海外領土（ケイマン島、他）やシンガポール・香港・ドバイ等のタックスヘイブンから資金還流する金融ネットワークに支えられた国際金融センターの地位強化。

図表 2-6 世界の GDP に占めるシェア



(注) 名目ドル換算。EU は該当年の加盟国のみを累計。17年はIMFによる見通し

(出所) 国際通貨基金 (IMF)

参考資料：「ブレグジットと英国経済の将来ビジョン」日本貿易振興機構 2019年3月

8.【まとめ】英国事業戦略における検討点

01

英国事業投資をどの期間で回収するか

Brexitの短期的影響

EU離脱に伴う一時的混乱により、経済環境悪化のおそれが想定される。

長期的な成長トレンド

Brexit影響から回復後、英国が世界主要市場との通商展開をすれば、持続的な経済成長に期待が可能。

02

英国拠点に何の役割・機能を期待するか

英国内市場でのシェア拡大

英国内にて長期市場成長が期待される製品に適す。

欧州市場向け拠点

地域統括機能には一般に適しているが、欧州への販売拠点・ロジセンターとしての優位性は低下。

新興市場向け拠点

中東・アフリカ、CIS・露他新興市場への展開に適す。





Appendix

(參考資料)

EUの誕生と機能

1 EU組成への道のり

- 1958年：欧州経済共同体発足（EEC）– 西独仏伊6ヶ国
'67年EC発足、'73年英国がECに加盟
- 1989年：ソ連の崩壊・冷戦の終結・東西統一ドイツ出現
制御するための取組みへ（仏中心）
- 1993年：EU誕生（マーストリヒト条約等）
- 1999年：ユーロ決済開始
- 2009年：EU条約を修正（リスボン条約）

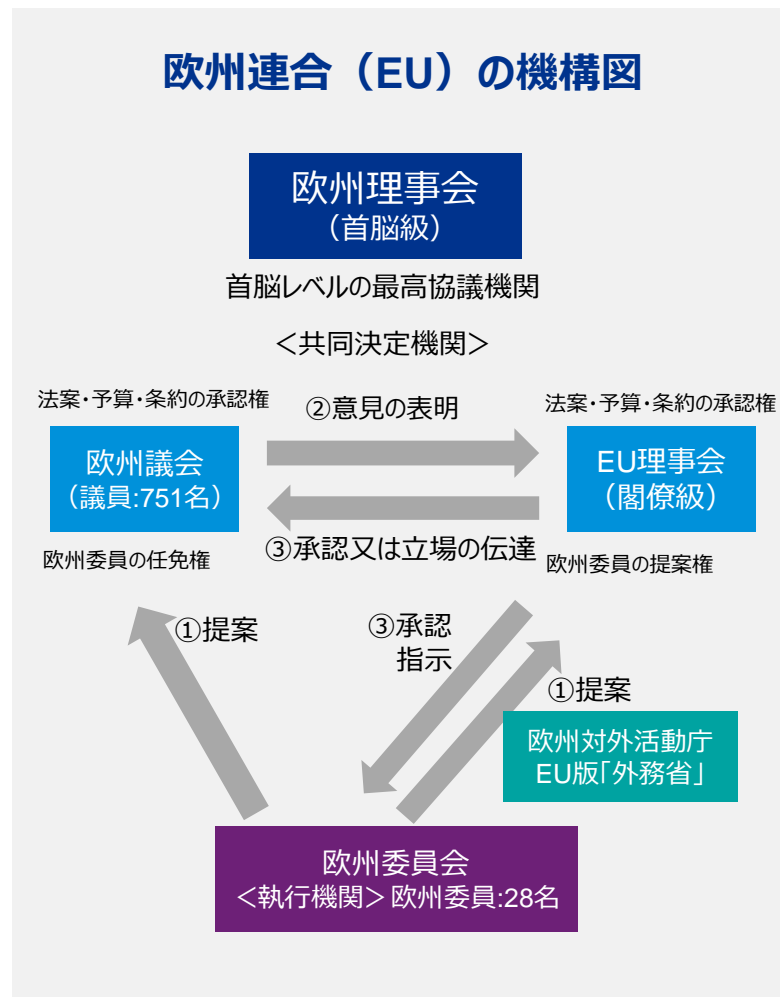
2 EUの機能と権限

超国家機関として域内のヒト・モノ・資本・サービスの移動の自由（単一市場）を維持し、法規制を定める。
ex. EU法の制定・規制、ユーロなど経済・金融政策

3 EUのミッションの変質と課題

- 疑似国家機能の増長・官僚化
- ノルウェー、スイスなど高GDP国非加盟（移民警戒）
- トルコのEU加盟の否認（「移民の玄関口」への警戒）

欧州連合（EU）の機構図







EU法の概要

EU（欧州連合）はEUの基本条約によって設立・運営される超国家機関。同条約によって、加盟国の主権の一部がEUに移譲され、その分野においては、加盟国に代わってEUが権限を行使することになります。EU法は下記の3種類から構成されます。

一次法	EUの基本条約であり、加盟国政府間で合意され、各国議会の批准が必須。
二次法	基本条約を根拠に制定される法令で、規則・指令・決定・勧告・意見などがある。 1.「規則」(Regulation) 国内法に優先し、加盟国の政府・企業・個人に直接法的拘束力をもつ。 2.「指令」(Directives) 加盟国政府に適用され、期限内の国内立法措置を求めるが、措置内容には裁量の余地がある。 3.「決定」(Decision) 特定の加盟国のみの政府・企業・個人に対して直接適用され、法的拘束力をもつ。
判例	EU司法裁判所（司法裁判所・総合裁判所・専門裁判所）の判例。

EU基本理念とBrexitの3つのシナリオ

EUは基本理念として、単一市場によって4つの「移動の自由」を保証しています。
Brexitによって、英国とEUとの間でこの4つの「移動の自由」が下記のとおり影響を受けることになります。

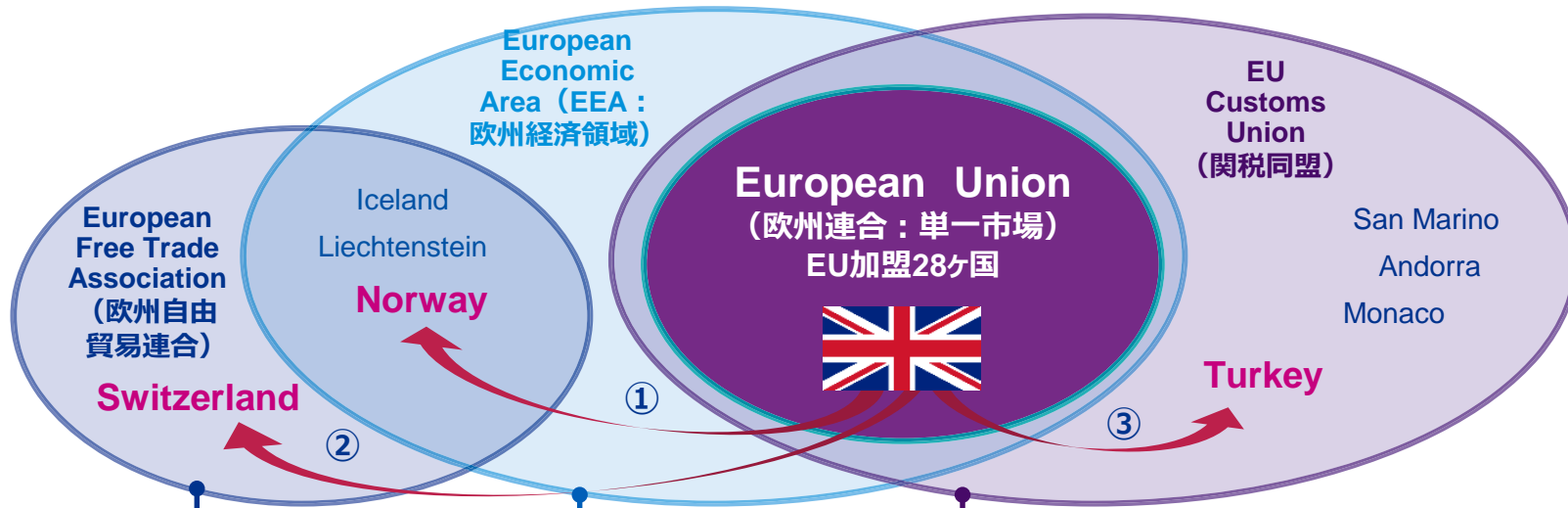
	 ヒト（労働者）の移動の自由	 サービスの移動の自由	 資本の移動の自由	 物品の移動の自由
EU基本理念	EU加盟国国民は、EU域内で居住地・労働の場所を自由に移動し、選択することができる	EU圏内の一加盟国で、営業認可や免許を取得すれば、その他EU加盟国でのサービス提供が可能	クロスボーダー取引・投資において、加盟国間では規制や資本制限がほとんどない 商品・サービスの対価・報酬の支払いにも制限がない	2つの側面を持つ： <ul style="list-style-type: none"> EU加盟国間に関税なく単一市場にアクセス可能 非関税障壁（商品規制や承認等）の撤廃
影響	<ul style="list-style-type: none"> 在英EU市民の権利保護 在欧英国国民の権利保護 移民管理 	<ul style="list-style-type: none"> 金融パスポートの維持 顧客データの取扱い（GDPR） 専門資格の相互認定 	<ul style="list-style-type: none"> 資本金送金方法を確保 投資の保護（合併課税免除など） 	<ul style="list-style-type: none"> 単一市場にアクセス制限 農産物、工業製品にかかる関税 原産地規制の適用

【Brexitの3つのシナリオ】

- (1) 穏健（Soft）離脱 : 経済的な市場統合を維持しながら、UKの主権をEUから回復する。
- (2) 強硬（Hard）離脱 : 移民の流入制限を最優先としつつ、相手国別の特別なFTAの締結を目指す。
- (3) 合意なき離脱 : 離脱期限までに両者に「離脱協定」が合意されないまま離脱の場合（クリフ・エッジ）

穏健離脱（ソフトBrexit）における選択肢

欧州域内には、EU（欧州連合）に加盟することなく、経済的市場統合を達成する複数のモデルがあり、ソフトBrexitとは、そうした先例またはそれに近い経済効果を目指す考え方で、下記のような類型があります。



② スイス型 EFTAのみに加盟
<ul style="list-style-type: none"> ● 自由貿易協定（域内関税の撤廃） ● 対外共通関税はしない ● 政治統合を目指さない ● EU拠出金は大幅減額

① ノルウェー型 EEAとEFTAに加盟	③ トルコ型 EU含む関税同盟
<ul style="list-style-type: none"> ● 単一市場へ完全なアクセス（移民無制限） ● EU規則に拘束される ● EUに拠出金支出 	<ul style="list-style-type: none"> ● EU域内関税の全廃 ● 対外共通関税設定 ● EUに拠出金支出なし

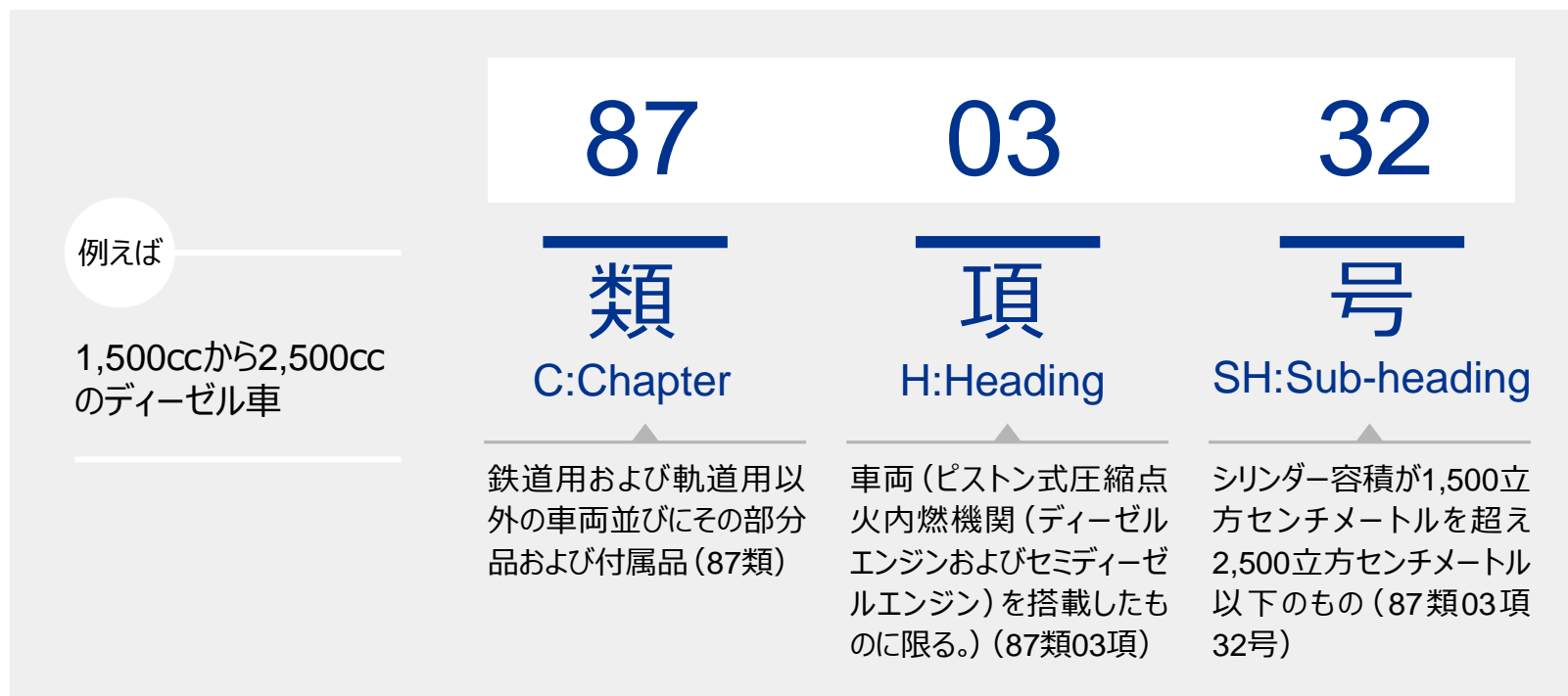
設立年
1958年 EEC（独仏等6ヶ国）
1960年 EFTA（英等7ヶ国）
1968年 関税同盟
1973年 英がECに加盟
1993年 EU設立（ECから）
1994年 EEA（EU+EFTA）

関税の基本ルール「HSコード」

HSコード (Harmonized Commodity Description and Coding System) とは？

物品を表す合計6ケタの数字コードで、世界各国で共通して使用するように取り決められた番号です。すべての物品は一定の法則にのっとり、いずれかの番号に分類されます。

なお、各国とも、この6ケタにその国独自のサブコードを付けることで、国内輸入貨物の管理を行っています。
(日本の場合、統計細分として3ケタ、さらにNACCS用として1ケタの合計10ケタで貨物の分類を行っています。)





あずさ監査法人
専務役員／パートナー
三浦 洋
T: 090-1466-6525 (Mob)
E: hiroshi.miura@jp.kpmg.com



home.kpmg/jp/socialmedia

home.kpmg/jp

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

注：本文の記載内容は、概ね2019年10月下旬現在の公表情報に基づいていますが、英国政府方針等の諸事情により、記載内容が後に大幅に変更となる可能性がありますので、実務上の決定の際には改めて専門家にご相談下さい。